

【令和4年第2回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和4年3月18日 文教委員長 矢沢 孝雄

○「議案第19号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第21号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

○「議案第22号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

○「議案第23号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センターに係る契約変更に関する内容であるため、3件を一括して審査

《議案第21号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第22号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第23号の審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第27号 川崎市独自の少人数学級推進を求める請願」

《請願の要旨》

コロナ禍の下、子どもたちが安心して学び合えるように、市立小中学校において36人以上の学級を無くし、本市独自の少人数学級推進を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

義務標準法と呼ばれる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、公立義務教育諸学校の学級編制の標準等を定めており、令和3年4月1日を施行日として改正された。改正内容は、小学校の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げるものであり、令和3年度に小学校2年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、学年進行によって令和7年度までに小学校6年生までを35人に引き下げることにしている。

本市では、指導方法工夫改善定数を活用し、少人数指導やチームティーチング、少人数学級を各学校が実情に応じて選択することにより、きめ細かな指導を実施可能としている。学年ごとの研究指定実施件数は、令和3年度において、小学校では、3年生で14件、4年生で15件、5年生で6件、6年生で16件の計51件、中学校では、1年生で4件、2年生で3件、3年生で4件の計11件である。

仮に、来年度、全ての学年で35人編制とした場合に、標準学級数と比較すると、

学級数が小学校で115学級、中学校で104学級増加することとなり、学級増に伴い必要となる教職員数を義務標準法に基づき試算すると、小学校では142人、中学校では165人となることから、人件費の合計は26億182万5,000円と見込まれる。

小学校においては、義務標準法が改正され、学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられることとなったが、中学校においても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要であると考えている。今後、更なる少人数学級を推進していくためには、国による財源措置及び義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となるため、引き続き、様々な機会を通じて国に要望していく。

《主な質疑・答弁等》

* 36人以上で編制されている学級の割合について

令和4年度は小学校4年生以上で39.7%、中学校では71.6%となる見込みであり、ヒアリング等により各学校の希望を把握した上で、少人数学級の研究指定を実施することにより、36人以上で編制されている学級の割合は少しずつ減少するものと考えている。

* 大卒初任給で試算した場合に必要な人件費について

小学校4年生から中学校3年生までの全クラスを35人編制とする場合、教職員を307人増員する必要がある。仮に、新任教職員の大卒初任給で試算すると、一人当たりの人件費は年間約410万6,000円であり、合計すると約12億6,000万円と見込まれる。

* 少人数学級のデメリットについて

学級数の増加に伴う教職員の担当授業数の増加、副担任の教職員数の減少などにより、人手不足や事務処理の負担増加といったデメリットが生じるものと考えられる。

* 本市独自の少人数学級実施に係る考えについて

児童生徒の学びの場を整えていくことは大変重要であると認識している。より良い学習環境の整備に向けた少人数学級の実施につき、その実現を国に要望してきたが、令和3年4月1日付けの改正義務標準法の施行により、令和7年度までに小学校6年生までの段階的移行が進められることになっている。今後は、この取組を着実に進めていきたいと考えている。

* 市立小中学校における不登校児童生徒数の推移について

平成28年度において、小学校では378人、中学校では1,116人、令和2年度において、小学校では807人、中学校では1,370人となっており、増加傾向である。

* 不登校の未然防止に向けた取組について

児童生徒が不登校となる背景には、学力不振、家庭内不和、不安傾向、自尊感情の低下、発達障害、性自認の問題、ゲーム依存、日本語力の不安、ヤングケアラー、虐待などが考えられ、個々の児童生徒によって異なる多様な要因が複雑に関係していることから、それぞれの児童生徒に寄り添った対応を行っていくことが重要であると考えている。

不登校を未然に防止するため、魅力ある学校づくりに向けた取組のほか、「ソナーで探知」というキャッチフレーズの下、教職員一人一人が感度を高く持ち、学校内での情報共有や家庭との連携により、不登校となる児童生徒の様々なSOSのサインを早期に把握できるよう、各学校に働きかけを行っている。

* 学級規模と不登校の関係性について

不登校の要因は家庭生活に起因するもの、学校生活に起因するもの、本人の不安や無気力に起因するものなど様々であるため、少人数学級のみにより、抜本的に解決することは難しいものと考えている。

少人数学級は、子ども一人一人に目が行き届きやすくなるなど、一定の効果があるものと認識しているが、その実施において、国の財政措置及び義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定が必要となるため、引き続き、様々な機会を通じて国へ要望していきたいと考えている。

* 新型コロナウイルス感染症拡大による市立学校への影響について

市立学校における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、令和4年1月1日から7日までは8人、8日から14日までは113人、15日から21日までは384人であり、また、1月26日時点における学校閉鎖数は、小学校では35校、中学校では9校、学年閉鎖は中学校1校のみである。

* 学校内での感染の有無について

南加瀬中学校における部活動での感染、西生田小学校及び子母口小学校における学級内での感染がそれぞれ確認されている。これらの事例がクラスターに該当するか否かの判断は困難であるが、5人以上の感染症患者の発生というクラスターの目安を踏まえると、これに近い状態であったものと考えられる。

* 学校内での感染症対策について

感染力の強いオミクロン株による感染が拡大し、教職員の感染者数が増加する中で、これまで以上の慎重さが求められており、子どもたちの学び及び健全育成の保障のため、日々真剣に学校内での感染症対策に取り組んでいる。

学校現場では、密を避けること、原則としてマスクを着用すること、常時換気を行うことなど、教育活動ガイドライン等に基づき、可能な限り、感染症対策を講じている。

* 感染症対策としての少人数学級の有効性について

少人数学級の実施により、学校内での児童生徒の身体的距離をより適切に確保することが可能となるため、感染拡大防止の観点から、一定程度効果があるものと考えている。

《意見》

* 教職員の人員増加などにより職場環境を整えることは、児童生徒の学習環境の充実にもつながるため、教職員の勤務時間外の在校時間を減少させる観点からも取組を進めてほしい。

* 不登校となる児童生徒の抱える要因が複雑化、多様化する中で、一人一人の児童生徒に教職員の目が行き届きやすくなる少人数学級を速やかに実施するなど、不登校の未然防止に向けた取組を積極的に推進してほしい。

- * これまでに市内63校において感染が確認されていること、また、クラスターと見られる感染事例が複数確認されていることを踏まえて、市立学校において感染が拡大している事態を重く受け止めてほしい。
- * 今後も新型コロナウイルスの変異や感染拡大状況の長期化が想定されるため、感染症対策としても有効と思われる少人数学級を早急に実施してほしい。
- * 感染症対策及び不登校対策に効果的な少人数学級について、本市独自の実施に向けて、予算の確保を始めとした取組を進めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 児童生徒にとって、学校で過ごす時間は限られたものではあるが、その後の人生に影響を与える重要なものである。少人数学級の実施は感染症対策及び不登校対策として効果的であると考えられるため、児童生徒のより良い学習環境の整備に向けて、本市独自の少人数学級の実施を求める本請願は採択とすべきである。
- ・ 義務標準法の改正により学級編制の標準を段階的に引き下げている中で、本市において、指導方法工夫改善定数を活用し、実情に応じたきめ細かな指導を実現していることを踏まえると、現時点で、36人以上で編制されている学級を本市独自で無くす必要はないと考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 国において学級編制の標準を段階的に引き下げており、本市としても国に対し、少人数学級の実現に向けた働きかけを行っていることを鑑みれば、本市の財源による独自の少人数学級実施を求める本請願は不採択とすべきである。
- ・ 児童生徒の学びの場の確保に向け、国と連携して着実に取組を進めていくべきであると考えられるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 教育行政は典型的なナショナルサービスであり、その財源は国が担保すべきものであると考えられるため、本市独自の少人数学級実施を求める本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択